

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（両親及び子2名）について、申立人子が視覚等に障害を有しており、帰還後の学校その他施設の手配が困難であったこと等を考慮し、平成29年3月まで避難を継続する特段の事情があるとして、一時立入費用（平成28年3月分まで）及び生活費増加分（平成29年3月分まで）が賠償された事例。

1377

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 【損害項目】

##### （1）一時立入費用（交通費）

自 平成24年9月3日 至 平成28年3月19日

##### （2）生活費増加費用（学童費用）

自 平成26年4月1日 至 平成29年3月31日

##### （3）生活費増加費用（食費増加費用）

自 平成26年4月1日 至 平成29年3月31日

##### （4）本件和解仲介手続きにかかる弁護士費用

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項の損害項目についての和解金として、金100万7682円の支払義務のあることを認める。

#### 【内訳】

（1）一時立入費用（交通費） 20万0552円

（2）生活費増加費用（学童費用） 41万7780円

（3）生活費増加費用（食費増加費用） 36万0000円

（4）本件和解仲介手続きにかかる弁護士費用 2万9350円

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申

立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年4月10日

(仲介委員 高橋一郎)